

広島県農業会議第7回常任会議員会議議事録

1 日 時 平成23年10月18日(火)午後13時30分から午後14時53分

2 場 所 広島市中区鉄砲町 広島県土地改良会館会議室

3 出席会議員(17名)

1番 安福 孝昭	2番 梶原 安行	3番 山崎 昭弘	4番 倉本 寛
5番 加栗 建男	6番 片山 博	7番 大元 活男	8番 佐伯 知省
10番 中谷 憲登	12番 宮脇 勝博	13番 中原 照雄	14番 小泉 俊雄
15番 下垣 雅史	16番 山口 泰治	17番 安井 裕典	18番 藏田 義雄
19番 中村 雅宏			

4 欠席会議員(3名)

5 審議事項

第1号議案 農地法第4条第3項の規定による諮問について
第2号議案 農地法第5条第3項の規定による諮問について

6 情報交換

(1) 水土里情報データの提供について 広島県土地改良事業団体連合会

7 県及び市町農業委員会職員出席者

(1) 広島県

農林水産局農業技術課	主 幹	橋本 義彦
農林水産局農業技術課	専門員	大瀬戸啓介

(2) 市町農業委員会

広島市農業委員会	主 査	小田 政明
呉市農業委員会	主 事	平本 尚徳
福山市農業委員会	調整員	西山 和昭
庄原市農業委員会	主 任	岸 泰弘
東広島市農業委員会	主 任	福島 眞
安芸高田市農業委員会	専門員	安田 勝明
世羅町農業委員会	係 長	中島 誠治

8 広島県農業会議

事務局長	小林 修二
農地相談員	江上 正一
総務課長	高橋 誠
業務課長	龍尾 満弘

9 議事内容

小林事務局長

ただ今から、平成23年度第7回常任議員会議を開会いたします。
開会にあたり、藏田会長からごあいさつを申し上げます。

藏田会長

開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。
本年度、第7回常任議員会議を開催いたしましたところ、議員の皆様方には、大変お忙しい中をご出席いただきまして、厚くお礼を申し上げます。

私は、去る8月12日の広島県農業会議第92回総会におきまして、議員の皆様への指名推薦を賜りまして、今後3年間、広島県農業会議の会長職を務めさせていただくことになりました。東広島の藏田と申します。

会則第37条の規定によりまして、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。また、円滑に審議が進みますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

さて、政府におきましては、11月12日からハワイで開催されるAPEC首脳会議に向けて、TPP（環太平洋経済連携協定）交渉への参加判断を決定しようとしております。

わが国が関税撤廃の例外措置を認めないTPP交渉に参加すれば、結果として地域の農林水産業の崩壊を招き、また関連産業を含む地域経済が大打撃を被ることは必至であります。

東日本大震災からの復興も進まない状況のもと、また国民的議論も行われていない中では、私たちは今のところ、TPP交渉への参加を断じて認めるわけにはいかないと考えているところでございます。

来る10月24日には、JAグループが主催されるTPP交渉参加反対に向けた意思を結集するための「TPPから食と農・くらしと地域を守る広島県集会」が開催される予定となっており、広島県農業会議も賛同団体として参画することとしております。

また、農業委員会系統組織におきましても、年初にJA等の農林漁業団体や消費者団体等と「1000万人署名」に取り組みしましたが、そのネットワークが「TPP交渉参加に反対し日本の食を守る全国決起集会」の開催を計画されております。こう

した集会にも、可能な限り参加してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

私のところの話をさせていただきますと、東広島市は現在、「人間と自然の調和のとれた学園都市」という目標を掲げておまして、賀茂学園都市建設、広島中央テクノポリス建設の2大プロジェクトにより、社会基盤や産業基盤の整備も進みました。しかし、それでは第1次産業が低迷し、周辺の農業地域は活力を失いつつあります。

私は、第1次産業を元気にすることが、日本全体あるいは地域全体の活性化につながると思っておりますので、このことを念頭に置いて、県農業・農村の活性化に向けて、会議員の皆様ならびに農業委員の皆様とともに、全力で取り組んで参りたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

さて、本日の会議は、広島市ほか17市町の農業委員会会長から諮問のありました農地法第4条、第5条関係について、ご審議をいただきます。

そのほか、「TPP交渉への参加反対を求める緊急決議」、情報交換としまして、「水土里情報データの提供について」を予定しております。

皆様方の慎重なご審議をいただきながら、熱心に会議を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

開会に向けてのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

それでは、これより会議に入ります。

事前に送付しております諮問資料は、資料2で「呉市農業委員会の第4条、調査表」が添付漏れとなっておりましたので、資料7として用意しております。誠に申し訳ございません。

それ以外は、変更はございません。ご持参いただいた諮問資料が正本となりますので、ご了承願ひます。

会則第37条の規定によりまして、会長が議長を務めさせていただきます。

藏田会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

議長

それでは、規定にのっとりまして、私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席会議員数をご報告いたします。

常任会議員総数20名、うち本日の出席は17名です。

出席者が過半数に達しておりますので、本会議会則第32条の規定により、会議は成立いたします。

議事録署名者を私の方から指名させていただきます。

●番 ●●会議員、●番 ●●会議員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、これより審議に入ります。

今回、諮問のありました農地法関係議案の概要を、事務局からご説明いたします。

(諮問概要説明)

事務局

今月分の諮問案件の概要を説明いたします。

資料4ページ上段の「総括表」の全体集計分をご覧ください。

最下段「計」欄にありますように、延べ29、実18市町農業委員会から100件、63,494.18㎡、うち「4条」関係が11市町農業委員会から31件、37,478.37㎡、「5条」関係が18市町農業委員会から69件、26,015.81㎡となっております。

次に、5ページの「転用目的別一覧表」の合計をご覧ください。

主要なものを見てもみますと、件数では、「住宅」が46件で46.0%、次いで「駐車場」が19件で19.0%、「その他」が17件で17.0%、「資材置場」が6件で6.0%、「商業用施設及び農業用施設」がそれぞれ5件で5.0%となっております。

面積では、「農業用施設」が25,509.20㎡で40.2%、これは20,000㎡を超えるような大きな農地改良は一時転用で出ておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。次いで「住宅」が16,121.84㎡で25.4%、「駐車場」が10,206.00㎡で16.1%、「植林」が4,403.00㎡で6.9%、「その他」が2,447.03㎡で3.9%、「商業用施設」が2,801.00㎡で3.3%となっております。

以上で「今月分の諮問案件」の総括説明を終わります。

なお、「主要案件」については、関係の市町農業委員会から後ほど説明をいたします。どうぞよろしくお願いたします。

議長 　　ただ今の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

常任会
議員 　　（質疑、特になし）

議長 　　ないようでございますので、第1号議案「農地法第4条の規定による諮問について」を議題にいたします。

　　関係の農業委員会から、順次ご説明をお願いいたします。

　　広島市農業委員会からお願いします。

広島市
農業委
員会 　　広島市農業委員会です。

　　資料1の1ページ及び資料3の1ページをご覧ください。

　　1番の案件について説明します。

　　●●氏によります、宅地を拡張するための転用事案です。

　　このたび、申請人の居宅の隣接地にある申請地を、宅地進入路及び庭敷きとして一体利用するため、申請地を転用しようとするものです。

　　申請地は、●●区役所●●出張所から北西へ約5kmに位置し、平成18年度から22年度にかけて実施された●●町●●地区基盤整備促進事業により整備された第1種農地です。

　　本件は、農地法施行規則第37条第5号「土地改良法第7条第4項に規定する非農用区域と定められた区域内にある土地を当該非農用区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する行為」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

　　事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

　　以上で説明を終わります。

東広島
市農業 　　東広島市農業委員会です。

　　資料1の3ページ及び資料3の2ページをご覧ください。

委員会

1 番について説明いたします。

●●氏によります、駐車場進入路及び庭敷きへの転用事案です。

●●氏は、東広島市●●町に居住されています。

このたび、自宅に隣接する本申請地を駐車場及び進入路に転用しようとするものです。

申請地は、●●地区として昭和50年度から昭和60年度にかけて実施された団体営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。

申請人が周辺に所有する農地は、すべて第1種農地であり、他に適当な土地もないことから、やむなく自宅に隣接する本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

安芸高
田市農
業委員
会

安芸高田市農業委員会です。

資料1の4ページ及び資料3の3ページをご覧ください。

1 番の案件について説明します。

●●氏によります、農家住宅への転用案件です。

●●氏は、安芸高田市●●町に居住する農業従事者です。

このたび、●●道路の建設に伴う用地買収により、自宅を移転することとなったため、本申請地を転用しようとするものです。

申請地は、●●市●●支所から北西約3kmに位置し、●●工区として昭和59年度から平成4年度にかけて実施された団体営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。

●●氏が所有する農地は第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなくほ場整備区域の端に位置する本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「周辺地域に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許

可の例外に該当します。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

なお、農振農用地区域からは除外済みです。

世羅町
農業委
員会

世羅町農業委員会です。

資料1の5ページ及び資料3の4ページをご覧ください。

本件は、株式会社●●による農業用施設用地造成に係る一時転用です。農地改良として転用計画を挙げております。

株式会社●●は、●●市の建設会社を母体として設立された農業生産法人です。

●●は、申請地に農業用ハウスを建設し、野菜の養液土耕栽培等により効率的農業経営を行おうとしています。該当地は、傾斜があるため、ハウス建設を行うには、この土地をレベルにする必要があり、その造成工事のため平成25年3月31日まで一時転用しようとするものです。

申請地は、●●町役場から北西へ約8kmに位置し、広島中部台地として昭和52年から平成9年にかけて実施された国営農地開発事業により整備された第1種農地です。

企業参入による高能率農業経営を目指すもので、一定以上のまとまった農地を必要としており、周辺の開発農地は他の法人によって使用されている中、旧所有者から売買意向のあった当地を選定しました。

本件は、農地法施行令第10条第1項第1号イの「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」であって、第1種農地の不許可の例外に該当します。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

議長

以上で説明が終わりました。

ここで、常任会議員によります農地法諮問案件に係る事前現地調査といたしまして、農地法第4条の規定に基づき、安芸高田市農業委員会及び世羅町農業委員会から諮問があり、先ほど農業委員会より説明のありました転用案件について、●●常

任会議員、●●常任会議員を調査員として現地調査を行いました。

その調査報告を、お二人にお願いいたします。

まず、●●常任会議員からお願いいたします。

●●常
任会議
員

安芸高田市農業委員会の諮問案件について（報告）

報告を申し上げます。

去る10月12日10時30分から、調査該当農業委員会は安芸高田市農業委員会です。場所が●●ということで、調査にあたったのは、私と北広島町農業委員会の●●会議員でございます。立会人として、安芸高田市農業委員会の●●会長、当事務局職員の方、そして広島県農業会議の事務局職員、●●局長も同行していただきました。

調査案件につきましては、農家住宅への転用案件でございます。これは道路改良ということで、●●という東広島市へ通じる道路の改良計画を主としたものです。所在地は安芸高田市●●町、地目は田で1,134㎡という少し大きめの面積になります。申請人は●●、農業をされる方でありまして、住宅1棟、117㎡を必要とするということでございました。

これは第1種農地で、持ち分4分の3を●●さん、あとの4分の1は●●さん、いずれも農業をされる方でありまして、54㎡の駐車場を求めているようでありまして。宅地への進入路が134㎡ということなんです。

「調査理由」は、農家住宅への転用の妥当性を問うものでございます。

「転用地の概要」ですが、申請地は、安芸高田市●●支所から北西約3kmに位置しておりまして、昭和59年度から平成4年度にかけて実施された団体営ほ場整備事業により整備された第1種農地でございます。

次に「転用する理由」ですが、申請者は親子であり、家族で農地約34aを耕作する農家です。このたび、広島県が施行する●●から●●、東広島市へ向けての●●道路という名前のもと、用地として既存宅地が買収されるため、ここを転用することになりました。既存する宅地と道路を挟んで向かいにある自己所有の農地を農家住宅用地に転用しようとするものでございます。

3として「申請地の選定理由」です。申請者が所有する農地は第1種農地ばかりであるということで、ほかに適当な土地もないことから、ほ場整備された区域の端

に位置して、既存住宅に近く、用地買収の残地にあたる本申請地を選んだもので
す。

「転用計画の妥当性」につきましては、申請者が現在居住しているのは宅地面積
961.39㎡であり、代替地の面積として1,000㎡及び宅地への進入路として、先ほど
言いました134㎡の転用計画となっておりますが、申請者は農家であり、納屋及び
倉庫を必要とされますので、用地買収された残地の該当農地は申請地を挟み計3筆
に分筆されておりました、残る2筆は農地として利用される計画である点からも、
転用面積は妥当と判断されました。

本案件は、道路改良事業に伴う転用申請であり、物件移転補償契約も交わされて
いるということから、履行の確実性及び資金面共に妥当であるということになりま
した。

申請地は自己所有田、新設道に挟まれ、一部他の者の所有の農地に接近しており
ますが、道路建設の計画の際、宅地建築については、周囲の地権者からも妥当とい
うことを得ています。さらに汚水等は下水道を使用するというので、別に発生は
しないという農業委員会の説明がされておりました。

「他法令の状況」については、農振農用区域からは除外済みということですが。

現地を見たところ、かなり急な道路が施行されるようにも思いますし、厳しい状
態の地域であるようにもお見受けいたしました。そして、また既存する道路につい
ては、かなり勾配がありまして、新しく改良される道路については、トンネルを掘
って●●の方へ出るというようなことも伺ってまいりました。

世羅町農業委員会の諮問案件について（報告）

●●常
任会議
員

それでは、世羅町の関係についてご報告をいたします。

10月12日午後1時50分より、世羅町農業委員会の●●副会長、事務局員さ
ん2名、広島県農業会議の事務局職員さん2名の立ち会いのもと、府中市の●●会
長さんと私、●●の2名で現地調査を実施させていただきました。

調査案件につきましては、農地改良、一時転用の案件でございました。

所在地は世羅町の●●という所で、畑が25,010㎡、第1種農地で、申請人は株式
会社●●でございます。計画は農地改良ということですが。

「調査理由」につきましては、農業用施設用地造成（一時転用）の妥当性でござ

います。

調査の結果についてご報告を申し上げます。

「申請地の状況」につきましては、先ほど該当農業委員会からもご報告がありましたが、●●町役場から北西に約8kmの位置にございます、国営広島中部台地農地の開発事業で開発された農地です。これは、前所有者が果樹(●●)を栽培しておられましたが、耕作放棄地となっており、平成23年9月に株式会社●●が所有権を獲得されている土地です。

「転用する理由」ですが、株式会社●●は、福山市の●●株式会社を母体として設立された農業生産法人で、農外企業からの農業参入を行うものでございます。

●●は、申請地にハウスを建設し、野菜の水耕、養液土耕栽培によるハウレンソウ、マルチリーフ及びトマト等の施設栽培を計画されております。

今回の申請は、前所有者が持っておりました果樹棚の撤去と果樹の切り倒し、抜根及び、現在、若干の傾斜がついておりますのを、ハウス建設のため、レベルに再造成するためのものがございます。約1年6カ月程度の工期を必要とするということで、その間の一時転用をするものです。

「申請地の選定理由」ですが、企業参入として農業を行うには、一定規模以上の集団化した農地が必要であり、申請地は1haを超える筆が隣接して2ほ場存在し、用水につきましても国営事業で確保されているダムからの給水ということで、申請地を選定されたようでございます。

「転用計画の妥当性」につきましては、事業規模から見て適切な面積であり、使用後の養液については、産業廃棄物として処理業者に処理を委託する計画であるようです。また、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められます。

申請地は、現在、耕作放棄地であり、農地の有効活用の点からも、また放棄地内から病虫害発性等で近隣のナシ園への悪影響も既に出ているという状況の中から、農地を再生し、適正に管理をする必要があるというふうに判断をいたしました。

以上の結果から、許可妥当と判断して帰りました。以上です。

議長

ただ今、ご説明のありました2件の案件と、それ以外の案件につきまして、合わせて31件の諮問を受けております。

これらについて、ご意見、ご質問があれば、お願いいたします。

常任会
議員

(質疑、特になし)

議長

他に、ご質問がないようでございますので、採決に入らせていただきます。

第1号議案は、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

常任会
議員

(挙手) 【挙手の数の確認】

議長

挙手全員でございます。第1号議案は、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申いたします。

続きまして、第2号議案「農地法第5条の規定による諮問について」を議題にいたします。

関係の農業委員会から、順次ご説明をお願いいたします。

最初に、広島市農業委員会からお願いいたします。

広島市
農業委
員会

広島市農業委員会です。

資料1の6ページ及び資料3の5ページをご覧ください。

1番の案件について説明します。

●●氏によります、農業用倉庫への転用事案です。

申請人は、●●区●●町で農業を営んでいます。

このたび、既存の農業用倉庫が手狭なことから、農機具倉庫を建設するため、居宅隣接の申請地を転用しようとするものです。

申請地は、●●区役所●●出張所から南へ約7kmに位置し、平成6年度から12年度にかけて実施された●●地区農村総合整備事業により整備された第1種農地です。

本件は、農地法施行令第18条第1項第2号イ「農業用施設、農畜産物処理加工

施設、農畜産物販売施設に供する場合」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、農振農用地区域用途区分は変更済みです。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

以上で、説明を終わります。

福山市
農業委
員会

福山市農業委員会です。

資料1の8ページ及び資料3の6ページをご覧ください。

4番の案件について説明します。

●●氏によります、一般住宅への転用案件です。

●●さんは、現在、借家住宅に家族4人で住んでいますが、子どもが成長し、手狭になるため、また貸人の父親が高齢になり、農業経営の支援が必要になったため、住宅を建設するものです。

申請地は、平成3年から平成5年にかけて、●●地区団体営ほ場整備推進特別事業により整備された第1種農地です。

場所は、福山市役所●●支所から北西へ約4km、●●小学校の南側になります。貸人の所有する農地には、他に適当な土地もないことから、やむなく申請地を選択したわけです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外規定に該当するものです。

なお、開発許可については、担当部局から許可見込みとの判断を得ています。また、農振農用地区域からの除外も見込まれております。

同じく、資料1の8ページ及び資料3の6ページをご覧ください。

5番の案件については、4番の案件のちょうど隣に位置するものですが、これは●●さんによります、一般住宅への転用案件です。

●●さんは、現在、宮崎県●●市で一人住まいをしていますが、親戚や知人のいる福山へ帰って生活をするため、申請地に住宅を建設するものです。

申請地は、平成3年から平成5年にかけて、●●地区団体営ほ場整備推進特別事

業により整備された第1種農地です。

場所は、福山市役所●●支所から北西へ約4km、●●小学校の南側になります。貸人の所有する農地には、他に適当な土地もないことから、やむなく申請地を選択したわけです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外規定に該当するものです。

なお、開発許可については、担当部局から許可見込みとの判断を得ています。また、農振農用地区域からの除外も見込まれております。

以上、説明した2件については、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

東広島
市農業
委員会

東広島市農業委員会です。

資料1の9ページ及び資料3の7ページをご覧ください。

5番の案件について説明いたします。

●●株式会社によります、駐車場への転用事案です。

●●株式会社は、東広島市●●町に事務所を置く農業生産法人です。

このたび、事業規模の拡大に伴う作業用車両や通勤車両の増加に対応するため、本申請地を駐車場に転用しようとするものです。

申請地は、●●地区として昭和41年度から昭和47年度にかけて実施された団体営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。駐車場は、事務所や作業場のそばにあることが必要であり、やむなく申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

続きまして、6番の案件について説明します。資料3は8ページをご覧ください。

●●氏によります、一般住宅への転用事案です。

●●氏は、東広島市●●町の共同住宅に居住されています。

このたび、農業後継者として帰郷するため、住宅を建設される予定であり、譲渡人である父が所有する本申請地を転用しようとするものです。

申請地は、●●地区として平成4年度から平成8年度にかけて実施された県営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。

譲渡人が所有する農地は、すべて第1種農地であり、他に適当な土地もないことから、やむなく譲渡人の住居に隣接する申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、農振農用地区域からは除外見込みであり、開発許可、道路工事施工などについても、担当部局から許可見込みとの判断を得ています。

続きまして、7番の案件について説明します。資料3は9ページをご覧ください。

●●氏によります、進入路への転用事案です。

●●氏は、東広島市●●町に居住し、農業を営まれています。

このたび、大型農機具の導入にあたり、田への進入路を拡張する必要があるため、本申請地を転用しようとするものです。

申請地は、農地法施行令第19条第1号の「おおむね10ha以上の規模の一段の農地の区域内にある農地」に該当する第1種農地です。

本件は、農地法施行令第18条第1項第2号イ「農業用施設に供する場合」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、農振農用地区域の用途区分は変更見込みです。

以上、説明しました3件につきましては、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今、ご報告のありました案件と、それ以外の案件につきまして、合わせて69件の諮問を受けております。

これらについて、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

常任会
議員

(質疑、特になし)

議長

他に、ご質問がないようですので、採決に入らせていただきます。

第2号議案につきまして、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申することに賛成の方は、挙手をお願いします。

常任会
議員

(挙手) 【挙手の数の確認】

議長

挙手全員でございます。第2号議案は、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申いたします。

審議事項につきましては、以上で終了しました。

農業委員会の方々には、大変ご苦労さまでした。

それでは、次第には入っておりませんが、緊急提案をさせていただきます。「T P P交渉への参加反対を求める緊急要請決議」に移ります。

事務局からご説明いたします。

事務局

「T P P交渉への参加反対を求める緊急要請(案)」と書いた資料をお配りしていると思いますので、ご覧ください。

包括的経済連携協定に関する要請決議につきましては、昨年12月に全国農業委員会会長代表者集会、それからT P P交渉への参加撤回を求める緊急要請決議につきましては、本年5月の全国農業委員会会長大会でそれぞれ決議され、参加していただいた農業委員会会長さんには、国会議員への要請活動を実施していただいたところでございます。

東日本大震災後、政府の動きが止まっておりましたけれども、会議所からの文書にもありますように、野田首相が政府及び与党、民主党における検討を指示したことによりまして、重大な局面を迎えたと考えております。政府は11月12日から

ハワイで開催されるA P E Cの首脳会議に向けて、T P P交渉への参加判断を決定しようとしております。

こうした情勢を受けまして、全国農業会議所から都道府県農業会議に対しまして、常任議員会議等での決議を行い、国会議員へのはたらきかけをするように協力要請がありました。農業会議として要請活動を行うには、常任議員会議で機関決定をしておく必要がございますので、緊急提案をさせていただいたわけでございます。

内容につきましては、T P P交渉への参加反対を求める緊急要請案のとおりとございますが、3項目は朗読させていただきます。一番表の紙です。

「1. 情報開示と国民的議論がなされていないこと。T P Pは農業分野だけの問題ではなく、24分野にわたる広範かつ総合的な協定である。食品安全、金融サービス、投資、医療、労働、政府調達等多くの分野で悪影響を及ぼすことが懸念されている。しかしながら政府による情報発信は不十分であり、国民はとても参加の判断をできる状況ではない。よって政府は、一つひとつの作業分野について、正確な情報開示と分析ならびに国民的議論の場を設定すべきである」。

「2. 東日本大震災の復旧・復興に逆行するものであること。東日本ならびに全国の農林漁業者は、現在、東日本大震災からの復旧・復興に全力で取り組んでいるところであり、T P Pへ参加することは、復興に懸命の努力を傾注している被災者の努力と意欲に対し逆行するものであり、認められるものではない。T P Pと復旧・復興はまったく両立しないことを政府は強く認識すべきである」。

「3. 日本農業再生と両立しないこと。昨年10月の農林水産省の試算を待つまでもなく、関税撤廃を前提とするT P Pへの参加は、わが国の農業生産、G D P及び就業機会の縮小に直結することとなる。このため、意欲のあるすべての農業者が農業を発展できる環境を整備し、食料自給率50%を目指す食料・農業・農村基本計画に矛盾し、その達成を不可能とするものである」。

この3点の内容から、広島県選出の国会議員さんに対して、T P P交渉へ参加しないことを毅然として決断していただきたいという要請をしていこうとするものです。

決議をしていただいた後には、常任議員さんに地元選挙区選出の国会議員に対し、面談・電話・ファクス等ではたらきかけをお願いしたいと思っております。全

県一区の国会議員さんに対しましては、議員さんの住所地に近い常任会議員さんにはたらきかけをお願いできたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 　ただ今、事務局から説明がありました決議について、常任会議員会議の決議としたいと考えております。

　皆さま方の拍手をもって、ご賛同をお願いできればと思います。

常任会
議員

（拍手）

議長 　ありがとうございます。

　決議の趣旨に添いまして、常任会議員の皆さま方におきましては、先ほどもお話がありましたように、各選挙区選出の国会議員の先生方にはたらきかけをお願いいたします。

　それでは、情報交換に移ります。

　「水土里情報データの提供について」、広島県土地改良事業団体連合会より情報提供をお願いいたします。

●● 　広島県土地改良事業団体連合会の●●と●●でございます。貴重な時間を頂きまして、ありがとうございます。

　本日は水土里情報利活用促進事業で整備をしました地図データについて、ご説明をさせていただきたいと思っております。

　資料5をお開きください。

　主題としまして「基盤地図データの利活用」、副題としまして「水土里情報データについて」ということでございます。

　まずデータの内容ですが、水土里情報データは農地や水利施設等に関する地理情報システム（GISデータベース）を整備するもので、平成18年度から平成22年度までの5カ年で実施をしております。

　現在は、農業関係機関へ整備しました基盤地図の提供を行っているところです。

整備しました基盤地図は、下に示しております5つのデータで構成されております。必要に応じて、それぞれの地図を任意に重ね合わせて表示して利用することができることとなっております。

今回、ご提供させていただきます地図データにつきましては、すべて無料ということで置かせていただいております。

地図データの内容の1つ目としまして、「地形図・画像」です。地形図は数値地形図2500分の1の地形図でございます。それから、画像としてオルソ画像、これは空中写真ではございますけれども、正射投影と申しまして、どこから見ても真上から見た状態の写真ということです。

2つ目としまして、「農地筆区画・耕区」。これは不動産登記法14条地図、俗に言います地積図であるとか、確定測量図、それから図面と書いておりますけれども、分間図あるいは団子図、こういったものから作った地番図でございます。それから、耕区は田んぼでいいますところの水張りの部分、これを作図したものでございます。

3つ目としまして「農業用排水施設」。これは用排水路とか、ため池といった施設の状況をプロットしております。

4つ目としまして「農道」。これは農業用道路でございます。農道台帳に登載されております路線を作図しております。

5つ目としまして「農業振興地域界等」。これは農業振興地域界を線で作図したものでございます。

これらの5つの地図データを整備しております。これらの基盤地図には、所有者とか耕作者、営農状況などの必要な属性情報を付加しまして、属性の変更とか検索、集計、着色表示を行うことができます。編集ソフトがありましたら、電子化された、例えばエクセルデータ等がございますけれども、農地台帳等のデータと地図データを、農地筆の地番、所在等をキーとしまして結合させることができます。

以下に示しております地図は、先ほど言いました5つの図面を重ね合わせて、例として表示させたものです。

まず1つ目として「オルソ画像」、これは2500レベルという精度で作ったものでございます。先ほど言いましたように、どこから見ても真上から見た状態の写真ということです。

2つ目としまして「地形図」、これは2500分の1の地形図でございます。都市計画図とか森林基本図、こういった図面を参考にして作られたものです。

2ページをお願いいたします。

3つ目としまして「農地筆図」でございます。これは、先ほど出ました参考地図をもとに作図しました地番図です。こちらには地番が表示されておられませんけれども、右の3の1「農地筆図」に地番表示、それから右下に囲みで、この筆が持っている属性を表示することができます。

4つ目としまして「耕区図」でございます。先ほど言いました、水張りの部分です。これは、内畦畔の間をラインで結んだ状況の地図でございます。これと同じように属性表示もさせることが可能です。

5つ目としまして、オルソ画像と農地筆図を重ねた場合でございます。少し見にくいのですが、先ほどのオルソ画像と見比べていただきますと、若干、筆に線が出ていると思いますけれども、これが重ねた状態ということでございます。

それから、5の1としまして、先ほどの重ねた状態に地番を表示させたものということで、色が薄いのですが、こういった必要な地番とか字という入力されているデータを表示させることが可能です。

3ページをお願いします。

3つ目としまして、オルソ画像と耕区図を重ねたものでございます。耕区図に関しては着色しておりますので、オルソ画像の下の背景図が見にくくなっておりますが、こういった耕区図の着色も外したかたちで表示することも可能です。

(2)としまして、現在、データを提供させていただいております手法ですが、3つございます。

まず1つ目として、地図情報ソフト、SIS-Map Readerというものを考えております。これは、ソフトそのものも無料です。機能としては、データの閲覧と印刷のみが可能となっております。データの編集や図形の編集はできません。

2つ目としまして地図情報ソフト、SIS-Map Viewer、これは有償でございます。最低価格は84,000円で販売されております。このSIS-Map Viewerでいきますと、機能としまして属性、図形の編集、データの検索などが可能です。

3つ目としまして、現在、各機関で保有されております地図情報ソフトでデータのみを使うという手法も可能です。機能としましては、各機関が現在保有されてお

りますソフトに依存された使い方ということです。通常のソフトでありましたら、私どもで作っておりますデータの読み込みが可能です。

(3) としまして「活用例」ですが、これは先ほどのオルソ画像と地番図を重ねた絵に、耕作放棄地区分3区分、赤・黄・緑、これを現地調査した結果、こういった色分けで表示することができます。

簡単にご紹介しましたが、こういった地図の表示方法が可能です。これはMap Readerで表示させています。

1枚めくっていただきまして、別紙で「整備済地図一覧」という表がございますけれども、横に整備した地図の名称、縦に各市町ということです。所属の市町の状況を、これでご確認いただければと思います。

注意事項は下に書いておりますように、1つ目として、「地図情報の中には個人に関する情報は含んでおりません」。

2つ目として、「○は整備済」です。ただし一部区域を含んでおります。一部区域と申しますのは、広島市の例でいきますと、備考欄に地番図と耕区図はほ場整備が実施済みの所、また湯来町の地籍をやった所のみといった状況でございます。

3つ目として、「△は提供に当たり協議」、これは先ほどの地積図とか確定測量図、こういった資料を提供いただきました担当課との協議が必要であろうかと思えます。農業委員会でありまして、同じ市町の行政機構の中ということで、あまり問題はないかとは思っております。

4つ目としまして、「×は借用品」です。提供にあたりまして、これも協議が必要になってまいります。オルソ画像の欄だけに×印がついております。×印がついておりますところは、主に資産税の担当の課もしくは都市計画の担当の課のほうから、今回の地図情報を作るにあたり、ご提供いただいているところでございます。

5つ目としまして、「-は未整備」でございます。この欄につきましては、整備ができておりません。

6つ目としまして、地番図は不動産登記法14条地図以外の区域、先ほど言いました分間図とか団子図、こういった区域の地番につきましては、提供できない場合があります。これは実際に現地を測量していないということもございまして、正確性が保証できないということもあります。

以上が整備しました地図データの内容ということです。今回、ご提供させていた

だいておりますデータにつきましては、先ほど言いました有料ソフト以外は、すべて無償で連合会のほうから提供させていただくということで進めております。十分なお活用をお願いしたいと思います。

それでは、実際の画像を正面のスクリーンに映します。



広島県土地改良事業団体連合会の●●と申します。

今日は今から、先ほど説明がありました有償版のMap Viewer、こちらのほうを使って、実際にどういうふうに画面が見られるのかというのを説明させていただきたいと思います。

今、前に表示されているのがMap Viewer、全体の画面になります。この地図の画面、ここが主に地図情報を表示する画面で、左側に出ているのがオルソ画像とか地形図とか、少し小さくて見にくいかもしれませんが、これが先ほど言いました整備されたオルソ画像、地形図とか、下の農地であるとか耕区ですね。こういうものが表示されています。

今、表示されているのがオルソ画像になります。これが、先ほどありました正射投影という撮影法で撮影された、どこから見ても真上から見ると、こういう建物とかも、斜めから見たような図面ではなく、すべて真上から見たように作成してあるオルソ画像になっています。

ここまでが背景図になります。ここから、下の土地改良施設という中に入っているこの4つが、先ほどありました属性を持った図形データ。一番関わりのある農地というのが、このデータ。今、緑色で表示されている所が農地データで、こういうかたちで表示されます。

この耕区については、地番とか字名、市町名、地目であるとか、いろいろな情報を属性としており、この耕区を作るにあたった元資料は、何年度の航空写真からこれを描きましたよというような、いろいろな情報をここへ入力することができます。さらにここから外部のエクセルデータとか画像データとか、そこへリンクして、画面上に表示することもできます。

これが耕区データで、農地データ、同じような内容ですが、地目であるとか、農地に関しては面積なども入っておりますので、そういうものを確認できます。農道についても、起点名、終点名とか、どの辺で整備されたとか、その辺の情報を必要

なものについては追加することが可能であります。

あと、このMap Viewerでは図形の編集ができるということで、例えば、ここに農地をもう一つ追加したいというときには追加することも可能です。また不具合でできないようですが、ここへ農地のデータとして作図をすることができて、そこへまた、先ほどと同じような属性が出てきますので、その状態では空ですが、そこへ属性を手入力するようなことが可能となります。

その辺の検索したところで確認しながら、また属性を修正するとか、実際に変更があった場合には、そこを変えるというようなことをすることも可能です。これは、土地改良施設のすべてについて、耕区、農道、ため池について、検索することも、属性を編集することも可能になっています。

先ほど、●●のほうから話がありました着色という機能があったのですが、今、実際にやっているのは、農地について、田畑で色を塗り分けるようにしています。今、農地というところでは全部共通の色で、これが実際の農地ですが、田なのか畑なのかというのを視覚的に確認するために、属性の地目の所で田と畑を区分して色分けをしている。少し小さいのですが、田が緑で、オレンジが畑。ですから、この辺は畑になっています。地目が畑になっている所をオレンジで表示して、こういうところは地目も田であるので田であるということが確認できます。

こういう色分けとか、これに限らず先ほどの属性とか、入力されている項目で色分けをするとか、面積で1,000㎡以上、未満とか、このようなかたちで設定してやれば、表示の色を変えたりとか確認することもできますし、今ここは確認すれば地番なんですけど、この辺の地番なども設定しまして、表示させるようにしております。ため池なども、実際には、初期の状態では図形だけですが、属性のデータを一覧で表示して、こういう名称だったのかという確認をすることも可能になっています。

このように、一応、オルソ画像、地形図というような基盤地図の上に、さまざまな農地情報を載せて、さまざまな組み合わせで使用するツールとなっています。さらに機能としては、これの印刷機能と、この属性データを帳票で、CSVとかたちでテキストデータで出してエクセルデータなどに利用するとか、この属性すべての、今、書かれている緑色の農地の部分についての属性情報を、テキストで出力して他のツールで使う、エクセルやワードで使うとか、そういうことも可能です。

また、この画面上の中で縮尺を規定して紙媒体に印刷するとか、印刷機能なども付いておりますので、そのような利用も可能となっているツールでございます。

簡単ではございますが、それと不具合があつて大変申し訳なかったのですが、ツールのご説明をさせていただきました。

●● どうもすみません。午前中にテストをした時には動いていたんですが、誠に申し訳ありません。こういったデータを、無料ソフトをできるものでしたらセットしてご提供させていただくということで、今、動いております。ご要望がありましたら連絡していただければ、私のほうから出向いて、こういった説明なりをさせていただいて、ご提供させていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

●● 常
任会
議
員
ちょっと1点、よろしいでしょうか。

●● はい。

●● 地番表示、属性表示、これはデータベースを入れればできることなのですが、元のデータは何で、例えば公図あるいは農地台帳、どちらからですかね。

●● 資産税担当のほうから、登記情報に一番近いということでいただいております。

●● ああ、そうですか。実は東広島市の場合も、公図でMapをかけているのがあるんです。そうすると、これは公図と多少異なる場合があるので、一般の皆さま方には提供できないということで、行政側でしか使われていないという側面、絡みがあります。ですから、そういった意味でのデータベースの値が何かによって、この問題は信憑性の問題が出ると思うんですね。

●● このデータを整備してから、古いものは4年以上たっておりまして、農地につい

ても分筆等で移動が若干あることも考えられます。それから、登記データと公図の地番が違っていた場合、これはくつつかないということになってエラーのままに残っておりますので、情報が載っていないということもございます。

●● 相当なデータですから、大変ではありますね。

●● そうですね。

●● ただ、やはり今言うMapにした場合、Mapと公図を重ねた場合に、間違いということも結構多いんですよ。

●● そうですね。

●● 法務局さんの関係でね。

●● はい。法務局が正しいか、現地が正しいかというのは、なかなか難しいところがございますけれども、まず信頼する第一が法務局の図面ということで考えております。

●● 法務局の公図というのは、県の工事があった場合には、とにかく変更がかかっていない場合がある。市町村の場合には必ず変えておられる。ですから、県の場合の公図が変わっていないのは、ああいう点があるんですよ。

●● そうですね。近年のものでしたら、きれいに整理はされていると思うのですが、古いものと分筆されても線が載っていないといったものもあります。

議長 ただ今、水土里情報データについて、オルソ画像を見ていただいたわけですが、今もご意見、ご質問をいただいております。皆さま方から、また何かありましたらお願いいたします。

常任会
議員 (質疑、特になし)

議長 他に、ご意見は無いようでございます。
次回の情報交換につきまして、事務局からご説明いたします。

事務局 次回の情報交換でございますが、皆様から、ご提案などいただいております。
事務局から提案をさせていただきたいと思っております。
6次産業化法が3月1日に施行され、県農林振興センターが国から委託を受け「6次産業化サポートセンター」を開設されました。そのセンターの取り組みについて情報提供をいただきたいと思います。

議長 来月は、事務局が申しましたテーマにより、情報交換をしていただきます。
本日、提案いたしました案件は終わりました。
会務全般について、ご意見があればお願いします。

●●常
任会議
員 今のテーマは、各農業委員会の委員に行くようにしてもらいたい。

事務長 いや、この場でとなります。

●●常
任会議
員 違う。情報交換の情報を出し合う。私一人が持っているわけではないじゃない。広島市の農業委員会のほうで、調べてみてくれ、会長に言っておいてくれということがないと、私も情報を交換できない。事務局のほうから言ってくれ。こういうテーマでやるから、会長のほうへつなげとしたいのですが。

事務局 これは、今のセンターの活動内容の紹介ということでさせていただきますので。
特に現場の情報ではないです。

●●常
任会
議
員

ああ、そうですか。

議長

ほかにはございませんか。

常任会
議員

(意見、特になし)

議長

次回の常任会議員会議は、11月18日金曜日 午後1時30分から、当「土地改良会館」で開催いたします。

これをもちまして、本日の常任会議員会議は終了いたします。ご協力、大変ありがとうございました。

14:53【終了】

議	長	●	●	●	●
議事録署名者		●	●	●	●
議事録署名者		●	●	●	●